

1. 件名：検査制度見直しに関する電気事業連合会等との面談

2. 日時：平成30年9月7日（金）13：30～14：55

3. 場所：原子力規制庁2階会議室A

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

検査監督総括課 古作課長補佐、高橋課長補佐

核燃料施設等監視部門 熊谷統括監視指導官、二宮上席原子力専門検査官、近松
主任監視指導官

東京電力ホールディングス株式会社

原子燃料サイクル部 輸送技術グループ員

中部電力株式会社

原子力本部 原子力燃料サイクル部 バックエンド・輸送グループ 課長

関西電力株式会社

原子力事業本部 原子燃料部門 原燃計画グループ リーダー 他1名

九州電力株式会社 原子力発電本部 原子燃料計画グループ 主査

日本原子力発電株式会社 発電管理室 炉心・燃料サイクルグループ員

電気事業連合会 原子力部 副部長 他2名

5. 要旨

(1) 電気事業連合会より、配布資料（1）に基づき、輸入廃棄物の事業所外廃棄確認に係る対応の事業者の考えについて説明があり、次のとおり意見交換を行った。

a. 保安規定記載事項の改善検討については、原子力規制検査のために必要というよりも、事業者において保安活動の目的等を踏まえて的確に活動を実施できるように体系的な検討を求めたものであることを認識共有した。また、原子力規制庁より、これまでの保安規定については構内の活動を規定するものとしていたが、構外であっても原子力事業者等として行うべき保安活動は一貫した品質管理が求められるので、施行規則や審査基準を改正して、そのような取扱いの考え方を明確化する予定である旨を説明した。こうしたことを踏まえて、原子力事業者等としての保安活動全般を視野に入れ、安全上の重要度を踏まえつつ保安規定への記載を検討するよう求めた。

b. 核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則第2条（保安のた

めに必要な措置等) 第1項第7号に規定する被ばくに関する事項に関して、現在行われている廃棄体確認での線量測定等の運用については、その運用趣旨を踏まえ、原子力規制庁及び事業者双方で、廃棄体を受け入れる廃棄事業者が行うものを含め検討していくこととした。

(2) 電気事業連合会より、配布資料(2)に基づき、6月20日の面談を踏まえた検討状況について説明があり、実際の活動が形式的にならないよう、第21回検査制度の見直しに関するワーキンググループで提示した事業所外廃棄規則のイメージも踏まえ、管理する目的や要求事項等が明確となるよう検討を求めた。

(3) 原子力規制庁から、事業所外廃棄に関連する試運用の実施について、実際の活動がない場合でも状況等を模擬して実施することは可能である旨を伝え、双方でフェーズ1期間中での試運用実施に向けて、試運用での検討が必要な事項、試運用の実施方法等について検討していくこととした。また、事業者からは試運用の対象となる事業者以外の事業者もオブザーバとして参加したいとの意向が示されたため、今後の調整等を進めることとした。

6. 配布資料

(1) 輸入廃棄物の事業所外廃棄確認に係る新検査制度への対応について(電気事業連合会資料)

(2) 核燃料物質等の工場又は事業者の外における廃棄に関する規則に関する記載変更案(電気事業連合会資料)